第二条に次の六号を加える。

十　役務（農林物資の販売その他の取扱いに係る役務を除く。以下同じ。）の種類、内容、品質又は等級

十一　役務の内容又は品質に関する調査又は評価の方法

十二　役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位

十三　役務の提供に必要な能力

十四　事業者の経営管理の方法（日本農林規格等に関する法律第二条第二項第二号に規定する経営管理の方法を除く。）

十五　前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

第二条に次の一項を加える。

2　この法律において「国際標準化」とは、前項各号に掲げる事項を国際的に統一し、又は単純化することをいい、「国際標準」とは、国際標準化のための基準をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　日本産業標準調査会

第三条第一項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に改め、同条第二項中「工業標準化」を「産業標準化及び国際標準化」に改める。

第三章の章名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十一条の前の見出し及び同条中「工業標準」を「産業標準」に改める。

第十二条第一項中「具して工業標準」を「添えて産業標準」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に改め、「ものと認めるときは」の下に「、第十五条第一項の規定により認定産業標準作成機関（第二十四条第一項に規定する認定産業標準作成機関をいう。第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十八条において同じ。）に産業標準の案の作成及び提出を命ずる場合を除き」を加える。

第十三条第一項中「したがい、工業標準」を「従い、産業標準」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に、「すべて」を「全て」に、「且つ」を「かつ」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改める。

第十六条中「第六十条第二項」を「第二十五条、第六十条第二項」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十五条中「第六十九条の四」を「第七十五条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十四条第一号中「第二十九条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条第二号中「第三十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「規定による」を削り、同条を第八十二条とする。

第七十三条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第七十八条第一号又は第二号　一億円以下の罰金刑

二　第七十八条第三号若しくは第四号又は前二条　各本条の罰金刑

第七十三条を第八十一条とする。

第七十二条第四号中「第三十九条」を「第二十八条又は第五十三条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第三十四条」を「第四十八条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十一条第一項若しくは第二項、第四十条第一項」を「第二十九条第一項、第三十五条第一項から第四項まで、第五十四条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二十四条第一項の規定に違反して、第二十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第七十二条を第八十条とする。

第七十一条第二号中「第六十六条」を「第六十八条」に改め、同条を第七十九条とする。

第七十条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十九条第四項又は第二十条第三項」を「第三十四条」に、「違反した者」を「違反して、表示を付したとき。」に改め、同条第二号中「第二十二条」を「第三十六条」に、「違反した者」を「違反して、表示の除去若しくは抹消又は販売若しくは提供の停止を行わなかつたとき。」に改め、同条第三号中「第二十四条」を「第三十八条」に、「違反した者」を「違反して、輸入に係るものを販売したとき。」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「違反した者」を「違反して、認証の業務の全部又は一部の停止を行わなかつたとき。」に改め、同条を第七十八条とする。

第七章を第八章とする。

第六十九条の六中「第四章」を「第五章」に改め、第六章中同条を第七十七条とする。

第六十九条の五を第七十六条とする。

第六十九条の四中「第六十九条の二」を「第七十三条」に、「第六十五条第三項」を「第六十六条第三項」に改め、同条を第七十五条とする。

第六十九条の三第一項中「第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項」を「第三十五条第一項から第三項までの規定による立入検査又は第五十四条第一項」に改め、「立入検査」の下に「（第三十三条第一項又は第三十七条第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）」を加え、同条第二項中「第四十二条第一項第八号」を「第五十六条第一項第八号」に改め、「検査」の下に「（第三十三条第一項又は第三十七条第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）」を加え、同条第五項中「関係人」を「関係者」に改め、同条を第七十四条とする。

第六十九条の二中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に、「第六十九条の五」を「第七十六条」に、「規定による登録に」を「登録に」に、「第六十五条第二項」を「第六十六条第二項」に、「規定による登録の更新」を「登録の更新」に、「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第六十八条」を「第七十一条」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十九条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に、「工業標準」を「産業標準」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第二条各号」を「第二条第一項第一号から第五号まで及び第九号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二条第六号」を「第二条第一項第九号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第二条第一項第六号から第八号までに掲げる電磁的記録に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

第六十九条第一項に次の三号を加える。

五　第二条第一項第十号から第十三号までに掲げる役務に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

六　第二条第一項第十四号に掲げる経営管理の方法に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

七　第二条第一項第十五号に掲げる主務省令で定める事項に係る産業標準に関する事項については、同号に規定する主務省令で定める事項又は当該事項に係る事業を所管する大臣とする。

第六十九条第三項中「第四章」の下に「における主務省令は、第二項に定める主務大臣の発する命令とし、第五章」を加え、「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第四章」を「第五章」に改め、「この章まで」の下に「（鉱工業品に関するものに限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　第五章からこの章まで（電磁的記録に関するものに限る。）における主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とする。

5　第五章からこの章まで（役務に関するものに限る。）における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該役務の提供の事業を所管する大臣とする。